

意見書・決議案一覧

- 1 核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書 [共]
- 2 日本学術会議任命問題に関する意見書 [共]
- 3 桜を見る会など政治と金を巡る疑惑解明を求める意見書 [共]
- 4 緊急に消費税減税を求める意見書 [共]
- 5 犯罪被害者等への支援の充実を求める意見書 [自、府、公]
- 6 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書 [自、府、公]
- 7 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書 [自、府、公]
- 8 越年対策の緊急実施を求める意見書 [共]
- 9 医療・介護施設等への支援の抜本的強化を求める意見書 [共]
- 10 後期高齢者医療費窓口負担の引き上げに反対する意見書 [共]
- 11 義務教育における30人学級の推進を求める意見書 [自、府、公]
- 12 教育費負担軽減と学生支援の拡充を求める意見書 [共]
- 13 20人程度の少人数学級の早期実現を求める意見書 [共]
- 14 原子力発電所の再稼働の中止を求める意見書 [共]
- 15 北陸新幹線「延伸」計画の中止を求める意見書 [共]
- 16 中小事業者への緊急支援策を求める意見書 [共]
- 17 種苗法改定の撤回と種子法の復活を求める意見書 [共]
- 18 京都こども文化会館の存続・再開を求める決議 [共]
- 19 感染拡大に伴う学生への支援を求める決議 [共]
- 20 少人数学級編成のための教員配置を求める決議 [共]
- 21 中小事業者への緊急支援策を求める決議 [共]

意見書案第 号

核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

人類史上初めて核兵器の全面禁止を明文化した「核兵器禁止条約」の批准国が50箇国に達し、2021年1月22日に条約が発効することになった。

核兵器が違法だとされたことは、廃絶への極めて重要な一步となる。核兵器が国際法で禁止され、核兵器はもはや、道義的にも法的にも許されなくなる。条約の前文には、日本語に由来する「ヒバクシャ」という文言も盛り込まれ、筆舌に尽くしがたい経験をし、核廃絶や平和への願いを発信し続けてこられた広島・長崎の被爆者の思いが汲み取られたものになっている。

現在までに、全国で500もの自治体において、国に対して核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書が可決されるなど、核兵器廃絶の願いは圧倒的国民の総意となっている。

ところが、唯一の戦争被爆国という、国際社会の中で特別の位置を占めている日本政府自身は、アメリカの「核の傘」に安全保障を委ね、核兵器禁止条約に背を向け続けている。

については、国におかれでは、一日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
法務大臣	上 川 陽 子 殿
外務大臣	茂 木 敏 充 殿
防衛大臣	岸 信 夫 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

日本学術会議任命問題に関する意見書

菅義偉首相が、日本学術会議が新会員として推薦した105人のうち6人の任命を拒否したことが大きな問題になっている。学者の国会と称され、「独立して」活動することが求められる日本学術会議の人事に政府が介入したことは、憲法が保障する「学問の自由」への重大な侵害であり、日本の民主主義に関わる重大問題といわなければならない。

政府は「会議の推薦どおりに任命する義務はない」との立場で任命拒否を正当化している。しかし、会員の選任方法を公選制から推薦制に変えた法改正の審議の際、当時の中曾根康弘首相は「政府が行うのは形式的任命に過ぎない」と述べ、それ故に「学問の自由独立というものはあくまで保障される」と強調していた。首相による任命拒否が想定されていないことは明らかである。

この任命拒否は、従来の政府答弁を覆し、会議が推薦した候補の一部を首相が拒否したこと、「優れた研究又は業績」が日本学術会議法の唯一の推薦基準にもかかわらず、「総合的・俯瞰的な立場」という別の基準を持ち込んで任命拒否の理由にしたこと、任命は「推薦に基づいて」行わなければならぬにもかかわらず、首相が推薦名簿を「見ていない」と述べていること、内閣官房副長官が6人の除外に関わり、学術会議の選考・推薦権、首相の任命権を侵害したことなど、幾重にも日本学術会議法に違反している。

日本学術会議は、学問が国家権力に従属させられ、科学者が侵略戦争の遂行に動員されたことへの痛切な反省から、高度な独立性を持つ国家機関として設立されたものである。いま、その独立性が脅かされている事態は、まさに国民全体の利益、日本の未来に関わる重大問題である。この問題を放置することは許されない。

については、国におかれでは、6人の任命拒否の理由と経過を国民に明らかにするとともに、違憲・違法な任命拒否を撤回し、直ちに6人を任命するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	武 田 良 太 殿
文部科学大臣	萩生田 光 一 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿
行政改革担当大臣	河 野 大 郎 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

桜を見る会など政治と金を巡る疑惑解明を求める意見書

政府主催の「桜を見る会」に、安倍前首相が地元後援会員らを大量に招待して飲食を提供した問題は、安倍前首相への事情聴取要請まで発展し、疑惑は深まるばかりである。招待者名簿の廃棄・隠蔽や、マルチ商法の会長らが「首相枠」で参加したことなどの徹底解明こそ必要である。一連の疑惑と国政私物化では、菅義偉首相は当時の官房長官としての責任も問われる。

また、吉川貴盛元農水相が、鶏卵生産会社の元代表から現金を受け取った贈収賄疑惑では、西川公也内閣官房参与・元農水相の関与が浮上し、繰り返される「政治と金」の問題が国民の怒りを呼んでいる。

安倍前政権の下、大規模買収の河井克行前法相夫妻や、「カジノ」を巡る汚職で逮捕された秋元司元内閣府副大臣、「森友学園」「加計学園」「桜を見る会」など由々しき事件が続いてきた。閣僚らの「政治と金」を巡る疑惑の解明は焦眉の課題となっている。

国有地が不当な安値で払い下げられた「森友」疑惑では、公文書の改ざんを強いられた近畿財務局職員の赤木俊夫さんは苦しみ抜いて自ら命を絶った。裁判を起こした赤木さんの妻・雅子さんが、「夫がなぜ自死に追い込まれたのかについて、公正中立な調査を実施していただきたい」と声を上げているのは当然である。真実を明らかにしない限り国民の怒りと政治不信は広がるばかりである。

については、国におかれては、一連の政治と金を巡る疑惑の真相を徹底解明し、国民に全容を明らかにすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	大山東昭子 殿
内閣総理大臣	菅義偉 殿
財務大臣	麻生太郎 殿
総務大臣	武良太子 殿
法務大臣	上陽太子 殿
文部科学大臣	萩生田光一 殿
農林水産大臣	野上浩太郎 殿
経済産業大臣	梶山弘志 殿
国土交通大臣	赤羽嘉一 殿
内閣官房長官	加藤勝信 殿
行政改革担当大臣	河野太郎 殿

京都府議会議長 田中英夫

意見書案第 号

緊急に消費税減税を求める意見書

国内の景気が後退している下での二度の消費税増税や「アベノミクス」が「貧困と格差」を拡大し、そこにコロナ危機の追い打ちを受け、京都経済も府民の暮らしも大変な苦境に陥っている。

そのような下、国民生活を守る緊急対策とともに、経済危機を開拓する大胆で強力な対策として最も有効な対策は、消費税の減税である。消費税減税は、国内総生産（GDP）の5割強を占める個人消費を引き上げ、低所得者と中間層への強力な支えとなる。

既に世界では、緊急のコロナ対策として、ドイツ、英国、韓国など37箇国が、消費税にあたる付加価値税の減税に踏み切っている。今こそ、京都の中小事業者と府民の暮らしを支えるために、消費税の減税に緊急に踏み出すべきである。

については、国におかれでは、緊急に消費税率の引き下げを行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	武 田 良 太 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政担当)	西 村 康 稔 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

犯罪被害者等への支援の充実を求める意見書

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことが宣言され、犯罪被害者等への支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者等の多種多様な要請に応えられるだけの社会的環境の整備は、いまだ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害を受けた直後から公費負担によって弁護士の支援を受けることができる制度や、犯罪等により生じた損害の賠償を受けられることを国が補償する制度といった、財政支援措置を必要とする施策はいまだに実現されていない。

については、国におかれでは、犯罪被害者等の権利に対応して、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っていることを踏まえ、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、次の事項を早急に実施するよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者等が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 新たに犯罪被害者等補償法を制定するなど、犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減するための施策を講じること。
- 3 犯罪被害者等の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費負担による被害者支援弁護士制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	武 田 良 太 殿
法務大臣	上 川 陽 子 殿
厚生労働大臣	田 村 憲 久 殿
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿
国家公安委員会委員長	小此木 八 郎 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に統いて過去最高を更新したことが分かった。これは実際に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては、2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数10万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっており、治療と仕事との両立、身体的苦痛や精神的な不安、焦りなどに悩みながら、治療を受けているのが実態である。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を本年10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

については、国におかれでは、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」、さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など、既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事が両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど、不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用について検討すること。また、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	山東昭子 殿
内閣総理大臣	菅義偉 殿
財務大臣	麻生太郎 殿
厚生労働大臣	田村憲久 殿
内閣官房長官	加藤勝信 殿

京都府議会議長 田中英夫

意見書案第 号

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等、住居確保要配慮者が増加し、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増しており、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤のみならず、全世代型社会保障の基盤でもあり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

については、国におかれでは、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引上げ、支給上限額の近傍同種の住宅の家賃水準への引上げなど、より使いやすい制度となるよう見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など、住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅（専用住宅）として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用外とともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度及び家賃債務保証料の低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 3 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化やコロナ感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 5 令和2年度第二次補正予算において創設された、居宅生活移行緊急支援事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
- 6 刑務所を出所した後の帰住先の調整がつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
- 7 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
- 8 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	山東昭子 殿
内閣総理大臣	菅義偉 殿
財務大臣	麻生太郎 殿
法務大臣	上川陽子 殿
厚生労働大臣	田村憲久 殿
国土交通大臣	赤羽一嘉 殿
内閣官房長官	加藤勝信 殿

京都府議会議長 田中英夫

意見書案第 号

越年対策の緊急実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の第3波が急速に広がっている。こうした中、企業の倒産件数が9千件を超えるペースで増え続け、毎月勤労統計調査では給与総額が7箇月連続で減少し、新型コロナウイルスの影響による解雇・雇止めが全国で7万4千人を超えるなど、国民生活に深刻な影響が広がっている。

生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金など、コロナ禍で国や自治体が実施してきた生活支援策は、多くの方が利用し、生活をつなぎとめる役割を果たしてきた。しかし、更なる長期化が確実となる中で、年末に向け、「このままでは年が越せない」という悲痛な声に応える対策が緊急に求められている。

については、国におかれては、越年対策として、以下の項目について緊急に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 年末年始においても、緊急の相談窓口の設置などに各自治体が取り組むことができるよう、必要な支援策を実施すること。
- 2 生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業や生活保護制度などについては、制度の周知徹底や利用の呼びかけ、受入れ施設の拡充など特別な対策を実施すること。
- 3 生活福祉資金の特例貸付については、追加の貸付けが行えるように制度を拡充すること。また、住居確保給付金については、コロナ収束まで延長すること。
- 4 地方自治体で必要に応じた独自の緊急対策を実施できるよう、次の補正予算を待たず、予備費の活用など予算措置を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	武 田 良 太 殿
厚生労働大臣	田 村 憲 久 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

医療・介護施設等への支援の抜本的強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が第3波を迎えるにあたり、感染者の増加に加え重症者も増え、対応する病床やスタッフも逼迫している。また、介護施設でのクラスターも発生しており、その対策は急務である。こうした中、医療や介護の現場では、感染防止対策や日々増加する感染者の対応など、緊張した状態が続き、しかも先行きが見えないことにより、疲弊感は著しくなっている。

一方、感染への不安からの受診控え、クラスターによる感染者が発生した医療・介護施設等への利用者減をはじめ、引き続き大幅な減収となっており、閉院や施設の廃止などが起こることは、コロナ禍から国民のいのちを守る上で避けなければならない。

このため、医療や介護等の崩壊を決して招くことなく、感染防止対策と安定的な運営を確保して医療提供体制を守るとともに、現場で働く医療従事者等を守ることは、喫緊の課題となっている。

については、国におかれては、以下の項目を実現されるよう強く求める。

- 1 予備費の活用や補正予算及び来年度当初予算も含め、感染者の受け入れのいかんにかかわらず、全ての医療機関や介護事業所等に対して、実質的な減収を補填する財政支援を緊急に行い、感染拡大による損失が生じないように補償すること。
- 2 年末年始など、検査・診療など特別の体制をとる場合への財政支援を行うこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の遅れを解消するとともに、その対象の拡大や再交付なども検討すること等、人材確保策に全力を挙げて取り組むこと。
- 4 全ての医療機関、介護事業所等に対して、年末年始も含め、自治体と連携して感染症対策資材の安定供給を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	山東昭子 殿
内閣総理大臣	菅義偉 殿
財務大臣	麻生太郎 殿
総務大臣	武田良太 殿
厚生労働大臣	田村憲久 殿
内閣官房長官	加藤勝信 殿

京都府議会議長 田中英夫

意見書案第　号

後期高齢者医療費窓口負担の引き上げに反対する意見書

12月15日に開かれた臨時閣議で、75歳以上の医療費窓口負担について、年収により1割から2割に引き上げる方針が決定された。単身の場合、年収200万円以上が対象となる。

安倍前内閣が昨年12月に決定した「全世代型社会保障検討会議」中間報告に基づくものであるが、およそ社会保障とは程遠く、これまで社会に貢献してきた高齢者の受診を抑制し、尊厳を奪いかねないものである。

現在でも、2割負担、3割負担と窓口負担が重くなれば、受診が抑制されることは日本医師会の調査でも明らかとなっている。

しかも、コロナ禍での受診控えで高齢者の健康への影響が懸念される中での2割負担化には、日本医師会などからも「さらなる受診控えを生じさせかねない政策をとり、高齢者に追い打ちをかけるべきでない」と、批判が相次いでいる。新型コロナウィルス感染症から高齢者をはじめ、国民のいのちと健康を守る体制の強化が何より急がれる時に、それに逆行する窓口負担増はやめるべきである。

そもそも、後期高齢者医療制度は2008年に発足したが、制度開始後、当時の麻生太郎首相は、原則1割負担について、「ぜひ維持したい」と表明していたのである。国民への約束を反故にするという点でも問題である。

については、国におかれては、高齢者が安心して医療にかかるよう、後期高齢者医療費の窓口負担増方針を撤回すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月　日

衆議院議長	大　島　理　森　殿
参議院議長	山　東　昭　子　殿
内閣総理大臣	菅　義　偉　殿
財務大臣	麻　生　太　郎　殿
総務大臣	武　田　良　太　殿
厚生労働大臣	田　村　憲　久　殿
内閣官房長官	加　藤　勝　信　殿

京都府議会議長　田　中　英　夫

意見書案第 号

義務教育における30人学級の推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、学校は長期間の休業を含む対応を余儀なくされたが、今回経験したコロナ禍によって、学校は、いかなる状況にあっても、子供たちの学びの機会と学力を保障するという、大きな役割を担うべきことを改めて認識させるものとなった。

このため、今回のコロナ禍を踏まえた新しい生活様式の下にあっては、更なる感染症の拡大や災害等発生の緊急時にあっても、身体的距離の確保など、全ての子供たちの学習機会を確保する指導体制を構築することが、学校における喫緊の課題となっている。

また、これから変化の激しい社会情勢において、我が国の将来を担う子供たちの多様な可能性を最大限引き出すためには、子供たち一人一人の個性や学習の定着度に応じた指導を充実させることが必要である。

学校では、国のG I G Aスクール構想に基づいた、一人一台の情報端末整備が進められているが、この効果を最大限活かすためには、ハード・ソフト・人材を一体的に整備することが不可欠である。

京都府では、国における加配定数に加え、府の単費定数を措置することにより、学校がそれぞれの状況によって、柔軟な指導を行うことが可能な「京都式少人数教育」を推進してきた。

国におかれても、現在、30人学級の実現に向けた議論が進められているが、こうした議論は、これまでの一人一人に応じたきめ細かい指導を更に充実させるものであり、その実現に大いに期待するものである。

については、国におかれでは、これから新しい時代における個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、地方公共団体が見通しを持って、教職員や教室の確保を行うことができるよう、段階的かつ計画的に30人学級の編制を可能とする基礎定数と加配定数の改善を行うとともに、学校がそれぞれの状況により、柔軟に指導体制を整備することができる仕組みとされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
文部科学大臣	萩生田 光 一 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

教育費負担軽減と学生支援の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない中、経済の悪化により収入が激減した家庭も多く、子どもたちの家庭環境の悪化が懸念される。

保護者の経済状態で子どもの学ぶ環境が左右されるのは極力避けなければならない。公教育の完全無償化を進めることにより、全ての子どもが安心して学ぶことができる教育条件を整備することが求められている。

大学生はアルバイト先も失い、学費が払えないなどの理由から、学業の断念を検討している人も少なくない。子育て世帯や困窮大学生への支援は急務である。

政府の「学生支援緊急給付金」の対象はわずか43万人。学生が要求している「学費を半額に！」など、経済的支援が必要である。また、いまだ対面授業が大幅に制約されている下で、感染対策の強化により、学生が学ぶ環境を保障することも求められている。

困窮学生については、現金給付を行う「学生支援緊急給付金」が9月末に終了し、来年度は予算要求もされていない。予備費を活用して給付金を継続し、支給要件緩和で、支援を必要とする全学生に行き渡るようにすべきである。

については、国におかれでは、以下の点について支援を行うよう求めるものである。

- 1 学校教育に係る保護者負担を軽減するために、教育の無償化を進めること。
- 2 コロナ禍で困窮している全ての学生に、給付要件を緩和し、学生支援緊急給付金を継続すること。
- 3 全学生を対象にした学費半減など負担軽減に向け、国立大学法人運営費交付金や私学助成を抜本的に増額すること。高等教育の就学支援新制度に基づく授業料减免や給付型奨学金の対象を拡大し、予算を抜本的に拡充すること。
- 4 学生が安心してキャンパスライフを送れるよう、PCR検査の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	山東昭子 殿
内閣総理大臣	菅義偉 殿
財務大臣	麻生太郎 殿
総務大臣	武田良太 殿
文部科学大臣	萩生田光一 殿
厚生労働大臣	田村憲久 殿
内閣官房長官	加藤勝信 殿

京都府議会議長 田中英夫

意見書案第　号

20人程度の少人数学級の早期実現を求める意見書

コロナ危機の下、子どもたちの豊かな学びと安全を保障するため、少人数学級を求める運動と世論が急速に広がっている。

少人数学級が、一人ひとりに丁寧に応じられるなど、子どもたちの学びと成長に大きな効果があることは、6月の学校再開後の「分散登校」で、教育現場から「余裕をもって子どもたちに向き合える」「授業もスムーズに進み、子どもの声がよく聞ける」など歓迎の声が上がったことからも明らかである。

同時に、コロナ感染防止のために「三密対策」「ソーシャルディスタンスの確保」が有効であり、その保障としても少人数学級は不可欠になっている。

少人数学級の推進について、「小中学校の30人学級を10年かけて」との議論もあるが、国民が求めているのは、早急に1クラスを20人程度にすることであり、30人学級に10年もかけるというのは遅すぎるといわねばならない。

さらに、高校での感染者の広がりもあり、多くが「40人」のままになっている高校も対象にした少人数学級が急がれる。

少人数学級のための教員の確保も課題となるが、異常な長時間労働などの実態から教職を敬遠する傾向も強まっており、長時間労働の是正、教員の処遇改善と正規化などが急がれる。教室確保など環境整備も含めて、抜本的な財政措置が必要である。そのためには、OECD加盟国で最低水準となっている日本の教育予算をOECD平均並みに引き上げ、ゆきとどいた教育を実現することが欠かせない。

については、国におかれでは、20人程度の少人数学級を速やかに実現するよう、来年度予算における財政措置と法改正を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月　日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
文部科学大臣	萩生田光一殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
内閣官房長官	加藤勝信殿

京都府議会議長　田中英夫

意見書案第 号

原子力発電所の再稼働の中止を求める意見書

福島原発事故からまもなく10年を迎えるとしているが、いまだ収束のめどはなく、原子力発電所が人類の手に負えない危険なものであることが明白になっている。

大阪地裁は12月4日、大飯原子力発電所3、4号機について、原子力規制委員会の判断に誤りがあったとして設置許可を取り消す判決を出した。その内容は、規制委員会が自ら定めた耐震性について、審査基準を踏まえた検討をしていないことを違法としたものである。

規制委員会は、他の原子力発電所の耐震性の審査でも同様のやり方で「合格」させており、国は再稼働容認路線をやめるとともに、全ての原発の地震規模を見直すべきである。

また、11月20日には、定期検査中の高浜原子力発電所4号機の蒸気発生器細管で損傷が確認された。蒸気発生器は、炉心で加熱された1次冷却水の熱で2次冷却水を沸騰させ、タービンを回す蒸気を発生させる装置で、安全上重要な機器である。高浜原子力発電所では、蒸気発生器細管の損傷が繰り返しつかっているが、その原因と対策はいまだ不明なままである。本件事故が繰り返されており、関西電力など電力会社の管理能力が問われている。さらに、運転開始後40年超の老朽原発は原子炉などの劣化が進行し、重大事故が急増する。

については、国におかれでは、定期点検中の原子力発電所の運転再開を含め、全ての原子力発電所の再稼働準備を中止するとともに、全原子力発電所の廃炉に向けた決断を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	武 田 良 太 殿
文部科学大臣	萩生田 光 一 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

北陸新幹線「延伸」計画の中止を求める意見書

北陸新幹線延伸（敦賀一新大阪間）について、事業主体の鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、今月からルート上に想定される京都府内8市1町で環境影響評価の本調査を始めることを決定し、自治体に通知した。

9月29日には、南丹市美山町田歌区が「本調査の受け入れを当面見合わせる」とした決議書を機構に送付するとともに、府と南丹市に対して、現行ルート選定の合理的理由や建設残土処理問題などについて公開質問状を提出するなどしているが、住民が納得できる説明と合意もないまま、環境影響評価の強行等、建設が先にありきで強引に進めることは断じて許されない。

トンネル工事で大量に発生する残土問題、その土砂を運搬する大型車両がもたらす公害や交通問題、ヒ素などの有害土壤問題、トンネル工事での沢の水の枯渇、地下水を水源とする水道水源の枯渇、水質の悪化、農業や工業用の取水施設への影響など、開催された住民説明会では納得できる説明がなされておらず、住民の怒りが広がっている。

この間、東京外郭環状道路の大深度地下トンネル建設の掘削工事の影響とみられる東京調布での大規模な地盤崩落、リニア工事では長野県南木曽町で発生土の置き場も決まらない現状、北陸新幹線・金沢一敦賀間の加賀トンネルにおけるひび割れ等、重大事故や住環境・自然破壊など深刻な影響をもたらしていることからも、住民の不安は一気に高まっている。

さらに、金沢一敦賀間では建設費だけで3,000億円近くも増えるなど、沿線自治体の更なる負担増も明らかとなっている。

については、国におかれでは、住民への説明責任を果たさず「建設ありきで」で進められる北陸新幹線の「延伸」を中止されるよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	武 田 良 太 殿
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

中小事業者への緊急支援策を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が急速に広がり、収束のめどがたたないまま年末を迎えており、多くの中小事業者は国や自治体の支援制度を活用して経営と雇用を守り、ギリギリのところで踏ん張っているのが実態である。

11月7日に発表された、京都府中小企業団体中央会によるコロナ影響の緊急調査では、売上げが減少した事業所が9割にものぼっている。民間調査機関の調査では、既に今年8月までの府内企業の休廃業・解散が600件近くにのぼり、年内に800件に迫る見通しと発表された。京都労働局によれば、3月以降の有効求人倍率が大きく減る一方、仕事を求める方が増えて、10月の有効求人倍率は1.01倍、正社員では0.80倍に落ち込んでいる。

こうした中、各種助成金や補助金の期限切れに加え、感染拡大の第3波の広がりが先行きの見通せない状況に拍車をかけており、中小事業者の中では、年末年始を乗り切れるのか不安が広がっている。

ところが政府は、7兆円の予備費の活用方針も示さないまま、臨時国会を12月5日に閉じてしまい、第三次補正予算案を来年1月18日開会予定の通常国会に提案するとしており、これでは間に合わない。

については、国におかれでは、中小事業者への緊急支援策として、予備費を活用して、以下の内容を講じることを求めるものである。

- 1 持続化給付金の売上減少要件を緩和して、複数回支給すること。
- 2 家賃支援給付金の要件を緩和し、対象月を増やすこと。
- 3 雇用調整助成金の特例措置を、コロナ感染が収束するまで継続すること。
- 4 緊急雇用創出のため、リーマンショック時を上回る規模の基金を創設すること。
- 5 GoTo事業の中止などによる影響に対して、特別の支援対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長	島	理	森	殿	
参議院議長	大	東	昭	子	殿
内閣総理大臣	山	菅	義	偉	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	武	田	良	太	殿
経済産業大臣	梶	山	弘	志	殿
内閣官房長官	加	藤	勝	信	殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政担当)	西	村	康	稔	殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第　号

種苗法改定の撤回と種子法の復活を求める意見書

国に登録された作物の種や苗を農家が自家増殖する場合、許諾料の支払を求めてこれを事実上禁止する改定種苗法が、12月2日の参院本会議においてわずか10時間の国会審議で採決され、可決した。今年6月に閉会した通常国会において、「コロナ禍において拙速に進めるべきでない」という国民の世論により継続審議となつたが、国民や農家の不安に応えないままの採決となつたことは問題である。

同改定法は、種苗の開発者への育成者権が強化された一方、育成者権の乱用防止の規定がなく、農家の栽培技術を奪い、負担を増やすことにつながりかねない。また、同改定法の目的とされる「海外流出を防ぐ」には、本来「自家増殖の禁止」よりも政府が海外において品種登録を実施することが不可欠である。法改定の狙いは、民間企業による種苗開発への参入を確保することにある。

安倍前政権は2018年に種子法を廃止し、同時に農業競争力強化支援法で公的機関の持つ種苗の知見を民間に提供することを求めてきた。

京都府内では万願寺とうがらしや大豆枝豆、酒米、ブランド米など登録品種を育成してきた。こうした作物のほかにも、自家増殖により栽培する多くの品種で影響が出るおそれがある。

については、国におかれても、府内の種苗・種子を真に守るためにも、種苗法改定の撤回と種子法の復活を行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月　日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
農林水産大臣	野上浩太郎殿
内閣官房長官	加藤勝信殿

京都府議会議長　田中英夫

決議案第 号

京都こども文化会館の存続・再開を求める決議

京都こども文化会館は、国際児童年を記念して、多くの府民、市民の要望が寄せられる中、府市協調の施設として1982年に開館された。以来、子どもたちの文化芸術を育む場として、そして多くの世代の人々の表現・鑑賞の場として大きな役割を果たしてきた。

ところが、京都府と京都市は、「大人の都合で子どもの大切な場所をつぶさないで」と存続を願う多くの府民の声に耳を傾けず、利用者や地元への説明会も行わず、本年11月に会館の閉館を強行した。

コロナ禍で子どもたちが生の文化芸術に触れる機会が少なくなっている中、こうした機会を保障すべき京都府と京都市が閉館を強行したことに多くの方々から抗議の声が上がっている。

閉館が通知された後も、会館の存続と再開を求める署名が3,500筆を超えて知事と京都市長宛てに提出されるなど、住民の粘り強い運動が続いている。

閉館の理由の一つに、会館の老朽化が挙げられているが、老朽化を長年放置してきた京都府と京都市の責任こそ重大である。

よって、京都府におかれては、京都市と速やかに協議を行い、京都こども文化会館の存続と再開を行うために、あらゆる手立てを尽くすよう求める。

以上、決議する。

令和2年12月 日

京都府議会

決議案第　号

感染拡大に伴う学生への支援を求める決議

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない中、京都に学ぶ学生の中では、「アルバイト先を失い学費が払えない」「オンライン授業が中心で、高い学費を払い続ける意味が見出せない」などの理由から、学業の断念や中断を検討する動きも広がっている。

政府の「学生支援緊急給付金」の対象はわずか43万人であり、必要とする全ての学生に行き渡る支援が求められている。また、感染対策の強化で安心して授業が受けられる条件を整え、学生が学ぶ環境を保障することも、学びの継続のための緊急課題となっている。

よって、京都府におかれては、「学生のまち・京都」にふさわしく、以下の点について学生への支援を行うべきである。

- 1 困窮学生をこれ以上増やさないため、要件を設けない経済支援として、学生向けの一括給付金を支給すること。
- 2 学生が安心してキャンパスライフを送れるよう、PCR検査の拡充を行うこと。

以上、決議する。

令和2年12月　日

京都府議会

決議案第 号

少人数学級編成のための教員配置を求める決議

コロナ危機の下、子どもたちの豊かな学びと安全を保障するため、少人数学級を求める運動と世論が急速に広がっている。

少人数学級が、一人ひとりに丁寧に応じられるなど、子どもたちの学びと成長に大きな効果があることは、6月の学校再開後の「分散登校」で、教育現場から「余裕をもって子どもたちに向き合え、授業もスムーズに進む」など歓迎の声が上がったことからも明らかである。コロナ感染防止のために「三密対策」「ソーシャルディスタンスの確保」が有効であり、その保障としても少人数学級は不可欠になっている。

そうした下で、今議会には、少人数学級の早期実現などを求める請願署名16,034筆が寄せられるなど、府民的な運動もこれまで以上に大きくなっている。

少人数学級の実現には、国の責任において教員配置の定数改善や環境整備などの予算措置が欠かせないが、同時に、本府においても独自の措置が求められている。

とりわけ、これまで「京都式少人数教育」として、市町村による選択制の下で教員加配などを行っているが、特に中学校現場などでは、少人数学級を選択したくても教員が不足するなどの実情があるため、より少人数での学級編成を可能とするよう、さらに多くの教員配置が必要である。

さらに、府内でも高校での感染者も広がっており、多くが「40人」のままになっている高校でも、少人数学級のための措置が急がれる。

よって、京都府におかれては、以下の項目を推進するため、来年度当初予算から予算措置などを行うよう求める。

- 1 府内の小・中学校の全ての学年で、より少人数で学級を編成することが可能になるよう、各校にさらに多くの教員を配置すること。
- 2 府立高校でも、今より少人数の学級編成が可能となるよう、教員の加配をすること。
- 3 教員の確保のため、異常な長時間労働などの実態を是正し、教員の待遇改善と正規化、採用増など、早急かつ計画的に取り組むこと。

以上、決議する。

令和2年12月 日

京都府議会

決議案第　号

中小事業者への緊急支援策を求める決議

新型コロナウイルス感染症が急速に広がり、収束のめどがたたないまま年末を迎えていたが、多くの中小事業者は国や自治体の支援制度を活用して経営と雇用を守り、ギリギリのところで踏ん張っているのが実態である。

11月7日に発表された、京都府中小企業団体中央会によるコロナ影響の緊急調査では、売上が減少した事業所が9割にものぼっている。民間調査機関の調査では、既に今年8月までの府内企業の休廃業・解散が600件近くにのぼり、年内に800件に迫る見通しと発表された。京都労働局によれば、3月以降の有効求人数が大きく減る一方、仕事を求める方が増えて、10月の有効求人倍率は1.01倍、正社員では0.80倍に落ち込んでいる。

こうした中、各種助成金や補助金の期限切れに加え、感染拡大の第3波の広がりが先行きの見通せない状況に拍車をかけており、中小事業者の中では、年末年始を乗り切れるのか不安が広がっている。

よって、京都府におかれでは、国に対して持続化給付金の要件緩和と複数回支給、家賃支援給付金の拡充、雇用調整助成金の特例措置のコロナ感染収束までの継続などを求めるとともに、京都府独自に、以下の支援策を講じることを求めるものである。

- 1 中小企業者等再出発支援補助金を再度支給すること。
- 2 商店街再出発施設整備投資補助金を再度支給すること。
- 3 家賃・水光熱費・リース代など固定費への補助制度を創設すること。
- 4 京都府として地元企業への発注を強化するなど、雇用対策を抜本的に強化すること。
- 5 GoTo事業の中止などによる影響に対して、特別の支援対策を講じること。

以上、決議する。

令和2年12月　日

京都府議会